

福岡県医療費適正化計画（第4期）について （ジェネリック医薬品及びバイオシミラー関係）

令和6年2月 薬務課監視係

1. 第4期計画の概要

2. 達成すべき施策目標

後発医薬品及びバイオ後続品の普及率

3. 目標の達成に向けた施策

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

○ 1. 2. 2 計画の位置づけ

高齢者医療確保法第9条第1項の規定に基づき、県が策定する法定計画

※高齢者医療確保法第9条第1項

都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画を定めるものとする。

○ 1. 2. 3 計画期間

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

1. 第4期計画の概要

2. 達成すべき施策目標

後発医薬品及びバイオ後続品の普及率

3. 目標の達成に向けた施策

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

1 後発医薬品の普及率

○ 目標

後発医薬品が安定供給されていることを前提として、国の医療費適正化基本方針に即して、2024（令和6）年度の後発医薬品の数量ベースの普及率を**80%以上**とする。

$$\text{普及率} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

- 国における後発医薬品の普及率目標が、今後、**金額ベース等**の観点を見直すとされている。
- 見直し後の目標を踏まえ、2024（令和6）年度中に、本県目標も見直し予定。

2 バイオ後続品の普及率

○ 目標

2029（令和11）年度に、バイオ後続品に**数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上**とする。

$$\text{置き換わった割合} = \frac{\text{数量ベースで80\%以上バイオ後続品に置き換わった成分数}}{\text{バイオ後続品の成分数}}$$

【参考：本県における成分別バイオ後続品の普及率】

2021（令和3）年度のバイオ後続品（入院外）の状況は、80%以上の普及率を達成した成分数が16成分中3成分

➡ 置き換わった割合は**18.8%**

1. 第4期計画の概要

2. 達成すべき施策目標

後発医薬品及びバイオ後続品の普及率

3. 目標の達成に向けた施策

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

目標の達成に向けた施策（抜粋）

① 県民、医療関係者等へのジェネリック医薬品の理解促進

- 「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」において、ジェネリック医薬品を使用しやすい環境を整備するための対策について検討
- 県民への普及啓発のため、ポスター及びリーフレット等を活用した取組

② 医療機関等におけるジェネリック医薬品の使用に係る環境整備

- 医師、薬剤師のジェネリック医薬品の品質に対する不安へ対応するため、県内各地域のモデル病院が作用しているジェネリック医薬品リストの作成・配布
- 医薬品製造所に対する監視体制の強化及び医療機関や薬局等に対する協力依頼
- レセプト分析による新たな対応策の検討

③ 医療保険者の取組によるジェネリック医薬品の普及促進の支援

- 医療保険者が行う被保険者への差額通知事業の支援
- 好事例の横展開（普及率が向上した市町村の取組の情報提供）

④ バイオ後続品の使用促進の取組

- 国が具体化して示す普及促進策を踏まえ、新たな対応策を検討